

開発行為申請等に係る手数料一覧表

平成18年9月30日最終改正

①都市計画法第29条 開発行為許可申請手数料（千葉市建築関係手数料条例別表第47の項）

	自己居住用	自己業務用	非自己用
0.1ha未満	8,600	13,000	86,000
0.1ha以上0.3ha未満	22,000	30,000	130,000
0.3ha以上0.6ha未満	43,000	65,000	190,000
0.6ha以上 1ha未満	86,000	120,000	260,000
1ha以上 3ha未満	130,000	200,000	390,000
3ha以上 6ha未満	170,000	270,000	510,000
6ha以上 10ha未満	220,000	340,000	660,000
10ha以上	300,000	480,000	870,000

②都市計画法第35条の2 開発行為変更許可申請手数料 （千葉市建築関係手数料条例別表第48の項、1件当たりの額）

次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

(1) 開発行為に関する設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、47の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、47の項に規定する額

(3) その他の変更 10,000円

③都市計画法第41項第2項ただし書 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料 （千葉市建築関係手数料条例別表第49の項）

申請1件につき	46,000円
---------	---------

④都市計画法第42条第1項ただし書 予定建築物以外の建築等許可申請手数料 （千葉市建築関係手数料条例別表第50の項）

申請1件につき	26,000円
---------	---------

⑤都市計画法第43条 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可申請手数料 （千葉市建築関係手数料条例別表第51の項）

0.1ha未満	6,900円
0.1ha以上0.3ha未満	18,000円
0.3ha以上0.6ha未満	39,000円
0.6ha以上 1 ha未満	69,000円
1 ha以上	97,000円

⑥都市計画法第45条 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 （千葉市建築関係手数料条例別表第53の項、全て1件当たりの額）

- (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合
1,700円
- (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合
2,700円
- (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が前2号以外のものである場合
17,000円

⑦都市計画法第47条第5項 写しの交付手数料（千葉市建築関係手数料条例別表第54の項）

写し1枚につき	470円
---------	------

《お知らせ》
令和7年2月19日より、宅地課窓口にて現金又はキャッシュレス決済によるお支払いが可能になりました。

※キャッシュレス決済の場合、領収書は発行できません。
※キャッシュレス決済と現金の併用はできません。
※ポイントでのお支払いはできません。
※窓口での入金（チャージ）はできません。
※クレジットカードでのお支払いは一括払いのみです。